## 松阪市産業振興センター の使用許可を申請できる期間が

## 6か月前から12か月前に変更になりました。

変更を行った内容(松阪市産業振興センター条例施行規則の変更点を抜粋)

## 変更前

(使用許可の申請)

申請期間は、使用日の6か月前 の日の属する月の初日から前日 までとする。ただし、申請期間の初 日が休館日の場合は、その翌日 からとする。



令和6年5月15日に 使用したい場合

令和5年11月1日から

使用許可の申請ができます。



(使用許可の申請)

申請期間は、使用日の 12 か月前

の日の属する月の初日から前日までと

する。ただし、申請期間の初日が休館 日の場合は、その翌日からとする。

例 令和6年5月15日に使用したい場合

令和5年5月1日から

使用許可の申請ができます。

申請が可能な期間の詳細は、松阪市産業振興センターの

事務所までお問合せください。



○問い合わせ先

松阪市 産業文化部 商工政策課 松阪市産業振興センター( 〒515-0081 三重県松阪市本町2176 )

TEL: 0598-26-5557 FAX: 0598-26-4974